

規制シート(様式)

180197300310001

平成28年12月7日

規制の名称	消費生活用製品に関する安全規制	所管府省	経済産業省、消費者庁
根拠法令等	消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号) 消費生活用製品安全法施行令 消費生活用製品安全法施行規則 消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令 経済産業省関係特定保守製品に関する省令 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令 経済産業省関係特定製品の技術上の基準に関する省令	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	商務流通保安グループ 製品安全課 課長 安居 徹 消費者庁 消費者安全課 課長 野田 幸裕
規制目的	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造、販売等を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守に係る情報の説明を義務づけ、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供を義務づけることで、もって一般消費者の利益の保護を目的とする。		
規制内容の概要	<p>【特定製品等の技術基準適合義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める特定製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業大臣への届け出ることができる。 ・届出事業者が、届出に係る事業を承継、変更、廃止したときは、経済産業大臣への届出が必要。 ・届出事業者は、省令で定める技術上の基準に適合させ、省令に定める方式による検査を行い検査記録の保存が必要。 ・特別特定製品等に関しては、国の登録を受けた検査機関での適合性検査の受検及び証明書の保存が必要。 ・届出事業者は、特定製品等の技術基準への適合義務を履行した際は、省令の定める方式で表示(PSCマーク)をすることができ、表示のない製品を販売又は販売の目的で陳列することができない。 <p>【重大事故情報報告・公表制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、重大製品事故の発生を知ったときは消費者庁への報告が必要。 <p>【長期使用製品安全点検制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保守製品の製造又は輸入を行う者(以下「特定製造事業者等」という。)は、主務大臣への届出が必要。 ・特定製品事業者等は、設計標準使用期間や点検期間等について表示することが必要。 ・特定保守製品を売買等取引する際は、所有者票の記載内容を説明することが必要。 	関連する予算	商取引適正化・製品安全に係る事業(平成27年度5.2億円の内数) :試買テスト、規制品目の調査、技術基準の見直し等
規制の最近の 改廃経緯	長期使用製品安全点検制度の創設(平成21年度4月施行)	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	消費者に対して安全な消費生活用製品の流通を確保するため、技術基準に適合した製品のみ販売を許容するという法体系は引き続き維持する。事故の発生状況等を踏まえ、適時、対象品目の追加や技術基準の見直しは行っている。また、製品事故の収集・報告や経年劣化対策は、消費者の生命・身体の保護という観点から引き続き維持する。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の 改革の方向性)			
見直し条項	平成19年法律第117号第2条		
次の見直し時期	平成33年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

180197300310001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>平成210813商第28号消費生活用製品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(大臣通達)</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項,第12条第1項 (消費生活用製品安全法及び、経済産業省関係特定製品の技術上の基準に関する省令に基づく)</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>行政手続に伴う申請及び不利益処分に対する処分の審査基準を定めた通達であるため。</p>